

令和7年度 浦安市立日の出小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学校、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取り組みを行い、まなびあい、みとめあい、ともに育つ児童を育んでいく。

(2) 学校及び職員の責務

- ① いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員全てが、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学級経営等に努める。
- ② 子どもたちのサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握するために、児童とのコミュニケーションの場を大切にするとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、いじめを未然に防ぐ体制を推進する。
- ③ 本基本方針については、児童や保護者等に周知を図るとともに、年度毎に対策等を見直し、学校・家庭・地域が連携・協力していじめ問題の克服に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめについて

①定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

イ 具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

②いじめの認知

- ア ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- イ いじめであるかどうかの判断は、学校が設置するいじめを認知する組織を活用し、組織的に行う。
- ウ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極める。

③いじめの理解

- ア いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こりうる。
- イ いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ウ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- エ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

④いじめの解消についての判断

- ア 児童生徒同士の謝罪をもって安易に解消とはしない。
- イ いじめが「解消している」状態については、「いじめに係る行為が止んでいること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の要件が満たされている場合とする。
- ウ 判断する時点については、「いじめに係る行為が止んでいる」状態が相当の期間継続していることが必要である。相当な期間とは（少なくとも3ヶ月を目安とする）

(2) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

ア いじめについての共通理解

- ・児童に対して、校長や教員がいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、互いの人格を尊重する態度を養う。

ウ 自己肯定感や自己有用感を育む

- ・学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍できる場の設定や、お互いを認め合える場の設定を行う。

②いじめの早期発見のための措置

ア 日常的な観察

- ・休み時間や放課後の雑談の中などで、児童の様子に目を配る。

イ 教育相談の充実

- ・教育相談日を毎週火曜日の放課後に設定し、個人的な悩み相談の機会を設ける。
- ・保健室やスクールライフカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口（※「浦安市いじめ110番」を含む）について周知する。

ウ アンケートによる調査

（年間4回 校内アンケート5月・11月 市内アンケート9月・1月）

- ・生活実態全般に係る調査やいじめに関するアンケート調査を定期的実施して、安心していじめを訴えられるようにするとともに、一人ひとりの状況を把握する。

(3) 組織

いじめの防止等を実行的に行うため、次の機能を担う組織「生徒指導委員会」を設置する。

①組織の役割

- ア 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- エ いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- オ いじめによる重大事態に係る事実関係の調査を行う組織となる。

②組織の構成

- ア 学校基本方針等の策定（組織の全構成員の参加）

校長、教頭、及び全教職員、学校評議員

- イ 日常的な業務についての協議（組織の中に事務局を決め対応する。）

管理職、教務主任、生徒指導主任、学年生徒指導担当教員、教育相談担当教員、人権教育担当教員、特別支援教育担当教員、養護教諭、スクールライフカウンセラー、

- ウ いじめの疑いに関する情報があつた時の緊急会議（当該いじめ事案に関係する職員が加わる。）

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当教員、関係学年主任、担任、関係学年の職員、その他必要に応じて、教務主任、教育相談担当教員、人権教育担当教員、特別支援教育担当教員、養護教諭、スクールライフカウンセラー、等

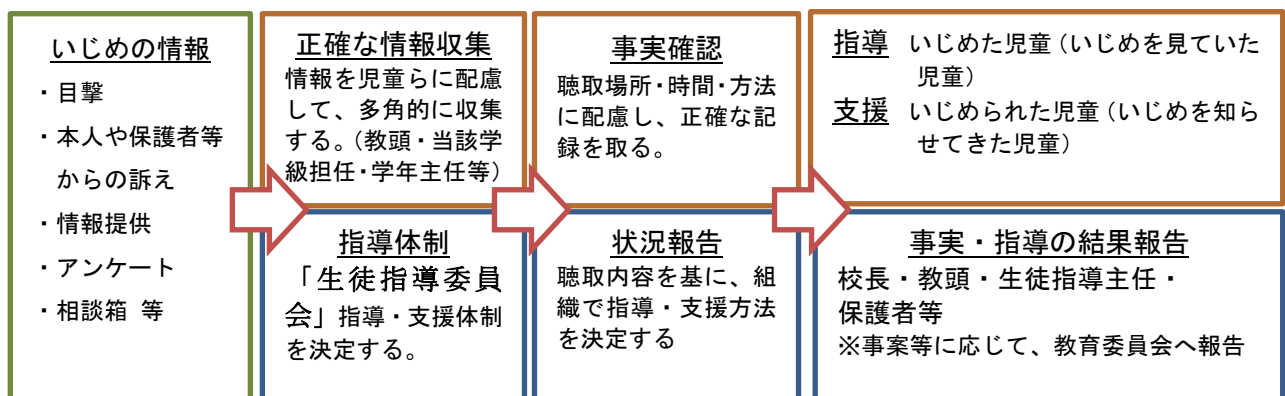
③いじめに対する措置

- ア 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導する。
- ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

④いじめを発見・通報を受けたときの対応

- ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から訴えがあつた場合には、真摯に傾聴する。
- イ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの的確に関わりを持つ。
- ウ 発見・通報を受けた教員は抱え込まず、「生徒指導委員会」に報告し、直ちに情報を共有する。当該組織が中心となり、速やかに関係児童から聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- エ 事実確認及び指導の結果を当該組織に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡し、今後の学校との連携方法について話し合う。

⑤組織的ないじめ対応の流れ



⑥児童への指導・支援及び対応

ア いじめられた児童・いじめを知らせてきた児童への対応

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ・指導後に再びいじめが行われていないか、定期的に声掛けや見守りなどし、子どもの様子や変化等に留意し、継続的に支援する。

イ いじめた児童への対応

- ・いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導するなどし、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等の関係機関と連携して対処する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

ウ いじめを見ていた児童への対応

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、大人への相談や通報は適切な行為であり、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあったとき

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合 等

②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあったとき

※年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

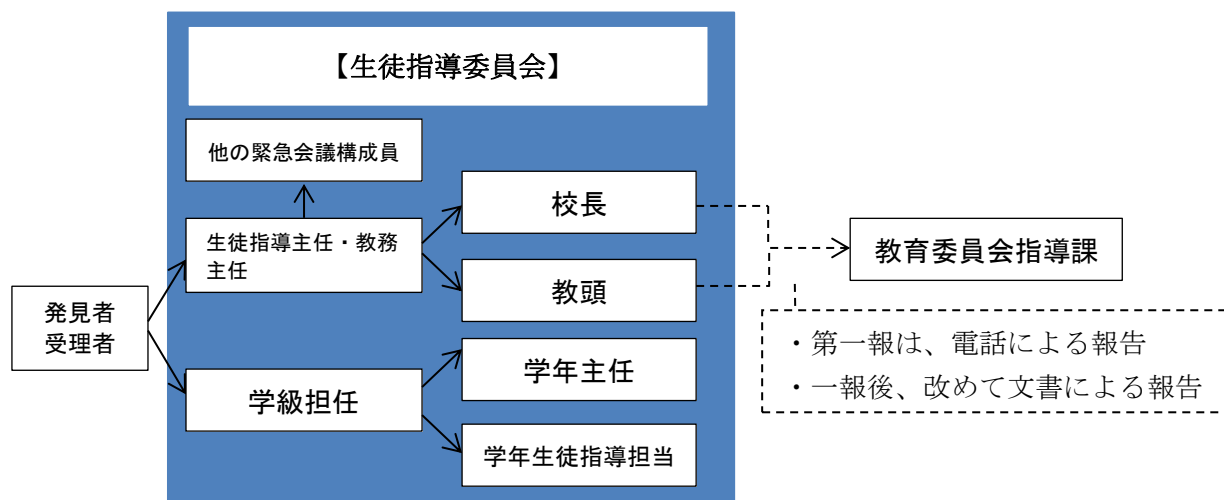
③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

※その時点で真摯に対応し、報告・調査等にあたる。

(2) 対処手順

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、重大事態の調査組織を設置する。
- ③調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、適切な支援を図る。
- ⑤調査結果を教育委員会指導課に報告する。

(3) 重大事態発生時の連絡体制図



4 学校評価における留意事項

いじめの実態把握や対応が促されるよう、学校評価に項目を加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- (1) いじめの未然防止や早期発見にかかる取り組みに関すること。
- (2) いじめを把握した際の迅速かつ適正な対応、組織的な取組等に関すること。